



JASDAQ

平成 26 年 3 月 7 日

各 位



会 社 名 株式会社アイレックス
代表者名 代表取締役社長 畑 徹
(JASDAQ・コード 6944)
問合せ先
常務取締役 管理本部長 榎 恒久
電話 03-3245-2011

第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 15 日付「不適切な会計処理が行われていた可能性についてのお知らせ」で公表しました通り、社内調査により、過年度の仕掛品の一部に資産性のないものが計上されていたことが発覚したことから、平成 25 年 11 月 22 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」で公表しました通り、不適切な会計処理の調査のため、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の主旨を踏まえて、当社と利害関係のない外部有識者である弁護士 2 名と公認会計士 1 名で構成する第三者委員会を設置し、類似事案の有無も含めて、徹底的な調査を実施し、全容解明に取り組んでまいりました。

本日付で第三者委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りご報告させていただきます。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 第三者委員会からの報告書の内容

報告内容は、添付資料「調査報告書」をご覧ください。なお、概要は以下の通りです。

(1) 判明した不適切な会計処理に関する事項

判明した不適切な会計処理及び財務諸表への影響額は以下の通りです。

- ① 締め後売上の過大計上
勤務表の修正により作業時間を付け替え、締め後売上を過大計上したものの。
- ② 工事進行基準における売上の前倒し計上
勤務表の修正により原価を水増しし、売上高を過大計上したものの。
- ③ 市場販売目的のソフトウェアの不適切資産計上
市場販売目的のソフトウェアの資産計上の判断が不適切であったものの。
- ④ 仕掛品の過大計上
業務が終了したにも関わらず、費用の一部を売上原価処理せず、仕掛品に計上し続けたものの。

(単位：千円)

項目	影響項目	平成 21 年 3 月期 (通期)	平成 22 年 3 月期 (通期)	平成 23 年 3 月期 (通期)	平成 24 年 3 月期 (通期)	平成 25 年 3 月期 (通期)	平成 26 年 3 月期第 2 四半期 (累計)
締め後売上上の過大計上	連結売上高	△2,100	△4,539	5,775	△236	1,100	—
	連結売上原価	—	△3,390	3,390	—	—	—
工事進行基準における売上の前倒し計上	連結売上高	—	△1,213	△10,119	2,116	9,215	—
	連結売上原価	—	—	△3,600	3,600	—	—
ソフトウェアの不適切資産計上	連結ソフトウェア仮勘定	—	—	—	△26,264	—	—
仕掛品の過大計上	連結仕掛品	△612	△12,660	△16,742	△50,658	—	—

なお、上記金額は、第三者委員会での調査結果に基づくものであり、現在、監査法人による監査が実施されておりますので、修正される可能性があります。

また、調査報告書 20 頁及び 21 頁に連結財務諸表への影響額、22 頁及び 23 頁に個別財務諸表への影響額を記載しております。

(2) 不適切な会計処理が発生した要因及び組織・経営体制上の問題点

① コーポレート・ガバナンスの状況

内部統制システムが十分に機能しておらず、業務プロセスにおける職務分掌が不完全で相互牽制が機能していなかったことが要因となった。

② 公表値達成至上主義の存在

公表された業績予想の達成を至上命題としており、元社長等は、部下に対し、その必達を強く求めていた。

③ 内部統制の不備

取締役会の機能不全、監査役会の機能不全、営業部門と業務管理・経理部門の相互牽制機能の欠如、財務報告における内部統制上の問題点、内部通報制度の運用不備、内部監査の機能不全があった。

④ コンプライアンス意識の欠如

会計知識の欠如、コンプライアンス教育の不十分、経営者によるコンプライアンス重視の姿勢の欠如があった。

(3) 再発防止策の提言

コーポレート・ガバナンス強化、コンプライアンス態勢構築・強化、内部通報制度の充実、業務プロセスの改善・強化について、更に強化を行うよう具体的な提言いただいております。

2. 不適切な会計処理にかかる再調査が実施された原因及び当社の認識

第三者委員会調査報告書の第 1. 調査の概要 1. 調査に至る経緯に記載の通り、平成 25 年 10 月から証券取引等監視委員会の検査が開始され、その過程で、過年度の大阪支店の仕掛品勘定の資産性、ソフトウェア仮勘定の資産性等について疑義が呈され、社内確認において、上記仕掛品勘定に不適切なものが発見されたことを契機に、今回、二度目の第三者委員会の調査を実施いたしました。

平成 25 年 4 月から 6 月に実施した、前回の調査は、不適切な会計処理を行った担当者へのヒアリングを行い、当該不適切な会計処理の調査対象期間の特定を行いましたが、今回、過年度に前述の不適切な会計処理があったことが判明しており、調査対象期間と調査対象範囲が十分でなかったことが明らかとなりました。当時の認識では、これほど不適切な会計処理

がさまざまな部署で行われていたとの認識もなく、前記の通り、不十分な調査となっていたこと並びにこれまでの認識不足を猛省しますとともに、利害関係者の皆様には深くお詫びいたします。当社としましては、平成 25 年 6 月の前回調査による第三者委員会調査報告書を受け、経営陣の刷新、業務管理部の強化、コンプライアンス教育の強化、実施等に励んでまいりましたが、今回、二度目の調査を行うような事態となり、投資家の皆様をはじめ利害関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ございません。

3. 今後の対応について

当社は、平成 25 年 4 月 1 日付「適切な会計処理が行われていなかった可能性についてのお知らせ」で開示しました締め後売上の不適切な会計処理の発覚を受け、平成 25 年 6 月 25 日付「不適切な会計処理の再発防止策及び改善計画のご報告について」で開示しましたように、平成 25 年度から再発防止策に取り組んでおります。この再発防止策により、抜本的な改善を実施してきており、平成 25 年度からは適切な会計処理を行っておりますが、今回受領した調査報告書で指摘された再発防止策の提言を受け、更に、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス遵守の徹底、及び業務プロセスの改善に取り組んでまいります。今回のご指摘を踏まえた、具体的な再発防止強化策につきましては、3 月 14 日までに開示いたします。なお、平成 26 年 3 月期（通期）の業績見込みにつきましては、確定次第開示いたします。

また、過年度決算訂正につきましても、会計監査人による監査を経て、速やかに提出することといたします。

以 上